

美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務のプロポーザル方式による受託候補者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務

(2) 業務内容

別紙「美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 提案上限額 6,605,000 円

※この金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものであることに留意し、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。

3 参加資格要件

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書類の提出日において、令和 7・8 年度美祢市競争入札参加資格者名簿（一般業務）に登録されている者であること。

(3) 参加表明書類の提出日において、本市から競争入札にかかる指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

(1)	公募開始	令和 8 年 7 月 17 日 (金)
(2)	質問書受付期限	令和 8 年 7 月 24 日 (金) 15 時必着
(3)	質問書への回答	令和 8 年 7 月 29 日 (水)
(4)	参加表明書類の提出期限	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 12 時必着
(5)	企画提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 10 日 (月) 15 時必着
(6)	一次審査（書類審査）の結果及び二次 審査実施通知	令和 8 年 8 月 17 日 (月)
(7)	二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 8 月 24 日 (月)
(8)	審査結果通知	令和 8 年 8 月 28 日 (金) 予定
(9)	契約締結	令和 8 年 9 月 1 日 (火) 以降

5 応募方法

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書類 【各 1 部及び PDF データ】

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（様式第 2 号）
※会社概要の分かるパンフレット等があれば別途、提出すること。
- ③ 業務実績書（様式第 3 号）
- ④ 業務実施体制調書（様式第 4 号）
- ⑤ 担当技術者経歴書（様式第 5 号）

イ 企画提案書類 【各 1 部及び PDF データ】

- ① 企画提案書表紙（様式第 6 号）
- ② 企画提案書（様式任意）
※様式、縦横の向き、ページ数は自由。文字サイズは、11 ポイント以上（ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字は、この限りでない。）。ページ番号を付すこととし、A4 サイズとすること（A3 の折込は可）。企画提案書は、仕様書及び評価基準表に沿った内容とし、仕様書の業務内容の項目ごとに具体的に作成すること。その際において、業務スケジュールと業務ごとの役割分担を提案すること。

③ 参考見積書

※様式は任意とする。ただし、業務の積算内訳を明示した明細を記載又は添付すること。

(2) 提出期限

ア 参加表明書類 令和 8 年 7 月 31 日 (金) 12 時必着

イ 企画提案書類 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 15 時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、PDF データは電子メールにて提出すること。

※持参の場合は、市役所開庁日の 9 時から 17 時まで（提出期限の日は上記の時間

まで) の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

※PDF データは、提出様式ごとにデータ化し、ファイルの名称を、「様式名」 + 「_」 (半角アンダーバー) + 「事業者名」と付すこと。(例：参加表明書_●●株式会社)

6 質問書の受付及び回答

応募に係る質問がある場合は、質問書(様式第7号)を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年7月24日(金)15時まで

(2) 提出方法

美祢市健康増進課に電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問受付後、本市ホームページで公開する。

7 審査方法及び受託候補者の選定

(1) 審査方法

庁内に設置する美祢市プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次のとおり一次審査、二次審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 一次審査(書面審査)

企画提案書類の提出者が5者以上の場合、選定委員会において、書面審査を行い、評価上位4者を二次審査の対象者として選定する。ただし、企画提案書類の提出者が4者以内の場合は、全ての提出者を二次審査の対象とする。

(3) 二次審査(プレゼンテーション)

提出された書類及びプレゼンテーションの内容により、選定委員会において、「別表評価基準表」に基づき採点を行い、各委員の評価点数の合計が満点の6割以上である提案事業者のうち、最も高い点数を獲得した提案事業者を受託候補者として選定する。この場合において、最高得点の提案事業者が複数あったときは提案金額が最も安価な者を受託候補者として選定し、それでもなお決定しないときは選定委員会の協議により受託候補者を選定する。なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合又は失格事項に該当した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

ア 開催予定日時

令和8年8月24日(月) ※実施順及び時間割等は、別途通知する。

イ 開催予定場所

美祢市役所 301・302 会議室(美祢市大嶺町東分 326 番地 1)

ウ プレゼンテーションの実施者(人数)

出席者は3人までとする。提案説明は、主として本業務に取り組む者が行うものとする。

る。

エ 所要時間（予定）

40 分（準備 5 分、説明 20 分、質疑 10 分、片付け 5 分）

オ 機材

大型モニター（HDMI 接続）は本市で用意するが、パソコンその他必要な物品は提案事業者が用意すること。

カ その他事項

- (ア) 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。
- (イ) プレゼンテーションは原則対面で行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、オンラインでのプレゼンテーションの実施となった場合には、市の指定する Web 会議ソフトを利用するために必要な機材を準備し参加すること。

8 審査結果の通知

全ての提案事業者へ郵送により通知する。なお、審査の経緯については、公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約に関する事項

- (1) 本市は、受託事業者を本業務に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、提出された企画提案書類、提案されたプレゼンテーション等に基づき、業務の詳細内容を協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。
- (2) 本業務の仕様決定に当たり、受託候補者に対し、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 参加表明書類の提出の日から契約締結の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他市が不相当と認める場合

11 その他

- (1) 提案事業者は、参加表明書類の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける参加資格の確認及び受託候補者の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事

務処理に必要な範囲において、複製、保存等を行う。

- (4) 提出された書類は、返却しない。なお、本プロポーザルに係る情報の開示請求があった場合は、美祢市情報公開条例に規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外を開示する。また、プロポーザル終了後は、保管する部数を除き、破棄する。
- (5) 参加表明書類の提出後、都合により本プロポーザルに参加しないこととなった場合は、参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。
- (6) 提案事業者が 1 者のみであっても、当該事業者が参加資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。

12 担当部署（提出先）

美祢市市民福祉部健康増進課

住所：〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1

電話：0837-53-0304 F A X：0837-52-1490

E-mail：kenkou@city.mine.lg.jp

別紙 評価基準

評価項目	評価対象	評価の視点	配点
基本事項 (10 点)	業務実績 及び実施 体制	・過去に同様の業務実績があり、その知識、ノウハウ等を十分生かすことが期待できるか。 ・本市が示した仕様書等からシステムの導入目的を十分理解し、目的を達成することを意識して的確な工程管理の方法が提案されているか。	10
業務内容 (80 点)	システム 構築	・機能要件を網羅した提案になっているか。	10
		・仕様書等で示している各種機能について、簡単な操作で利用できる仕組みになっているか。 ・利用者自身の健康データを利活用できる仕組みとなっているか。 ・活動の継続につながるようなインセンティブの開発・設定等になっているか。	10
		・事業について効果等を分析・評価し、その内容を市へ提供できる仕組みになっているか。 ・市管理者が利用者の情報や利用状況を容易に確認、データ出力できる仕組みになっているか。	10
		・AI を利用した罹患リスクの推定や、マイナポータル連携などアプリに係る付加機能が充実しているか。	10
		・情報セキュリティや個人情報の体制管理についての対応が示されているか。 ・アプリや関連サービスの質問に対する問い合わせ窓口の対応体制等が明確に提案されているか。	10
	支援プログラム の内容	・健康無関心層や働き盛り世代が興味を抱きやすく、動機づけや継続的な行動変容につながる仕組みが明確に示されているか。 ・生活習慣の改善に効果的な支援プログラムが提案されているか。	10
		・健康行動の推進・継続を図るための実践的な食育セミナー等の企画提案が具体的にされているか。 ・事業実績を素に提案される効果検証方法は、次年度の取り組みへ結びつくような内容となるか。	10
		・効果的な広報アプローチや、アプリ利用までの導線設計等利用者に向けての発信体制が示されているか。	10
経 費 (10 点)	提案金額	・提案金額が提案上限額の範囲内であるか。 ・配点×提案者中の最低提案金額／当該提案者の提案金額。	10
合計			100